

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 11 月 25 日 (火) 午後 3 時
2. 開催場所 見附市役所 4 階 大会議室
3. 出席委員 出席委員 12 名
1 番 斎藤高央 2 番 渡邊和明 3 番 佐藤徹
4 番 小林平仁 5 番 三本友子 6 番 斎藤義夫
7 番 関谷常夫 8 番 三沢孝喜 9 番 高橋行雄
10 番 小杉義光 11 番 櫻井政志 12 番 山田久栄
4. 議事日程
日程第 1 会議録署名委員の指名について
日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について
議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案について
5. 農業委員会事務局職員
局長 北村保 次長 菊地民男 係長 菁澤亜紀子
6. 会議の概要
(午後 3 時 開会)

- 議長 ただ今から、令和 7 年 11 月の農業委員会総会を開会いたします。
- (関谷会長) 本日、出席委員は、12名 全員出席です。よって、総会は、成立しております。招集案内により出席していただいている、農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の議案もありますので積極的な発言をお願いします。
- 議長 はじめに会議録署名委員の指名でございますが、議席番号 8 番 三沢孝喜委員、9 番 高橋行雄委員の 2 名にお願いします。
- 議長 それでは議事に入ります。「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。
- 事務局 「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について」説明します。
- (菁澤係長) 17 番、申請地目は田、面積は 66 m²です。
農地の場所が、譲受人の農地の真ん中にあるため、農地を譲り受け、一体で作業ができるようにしたいため、双方で話し合いました。
18 番、申請地目は田および畑、2 筆、面積合計は 167 m²です。
譲渡人は高齢で管理が難しいため農地の整理を希望しており、農地の場所が譲受人の農地に近いこともあり、双方で話し合いました。

これらの申請については、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。17番について地区担当委員の佐藤剛推進委員より補足説明をお願いします。

佐藤委員 謙受人は、現在、野菜を植えている農地の場所に隣接しており、育苗用のハウスとして活用予定で都合がよいため、譲渡人と話し合いをし、了承してもらったそうで問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりました。18番について地区担当委員の齋藤高央委員より補足説明をお願いします。

齋藤委員 譲渡人は数年前に農地を相続しましたが、地元に住んでいない上、高齢で管理が難しいということもあり、親戚である謙受人へ話がありました。農地の場所が謙受人の農地にも近く管理もできるため、問題ありません。

議長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第1号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議長 次に「議案第2号 農用地利用集積等促進計画案について」上程します。事務局より説明願います。

事務局 「議案第2号 農用地利用集積等促進計画案について」説明いたします。
(垂澤係長) 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聞くこととされていますので、当会に対し意見が求められています。

全て地域計画内の新規の促進計画で、477筆、合計面積 639,737.67m²です。

これらは農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている各要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
- （質問、意見なし）
- 議長 質問、意見がございませんので採決に入ります。議案第2号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。
- （「異議なし」の声）
- 議長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。
- 議長 本日の日程は全て終了いたしました。以上で令和7年11月の農業委員会総会を閉会いたします。

（午後3時10分 閉会）

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

議事録調製者（係長）_____